

川崎市幸区公告 第28号

国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり川崎市が交付した神奈川県国民健康保険資格確認書(以下「資格確認書」という。)の更新を行います。

令和8年6月12日

川崎市幸区長 山口 美穂

1 更新期日

令和8年8月1日

2 更新の時期

令和8年6月22日から令和8年7月31日まで

3 更新方法

資格確認書の更新は、令和8年6月22日から令和8年7月31日までの間に郵送により行います。

4 資格確認書の効力

現資格確認書は令和8年7月31日限りで無効とし、新資格確認書は交付の日から令和9年7月31日まで有効とします。